



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 紀陽銀行
代表者名 取締役頭取 松岡 靖之
(コード番号 8370 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 爲岡 英喜
(TEL 073 - 426 - 7133)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社紀陽銀行（頭取 松岡 靖之）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 29 日開催予定の第 207 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当行は、平成29年 3 月21日付の「監査等委員会設置会社移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、監査・監督機能や業務執行機能の強化を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約の締結が可能となっているため、規定の変更を行います。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております（変更案第31条）。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙（現行定款・変更案対照表）のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年 6 月29日（木）
定款変更の効力発生日 平成29年 6 月29日（木）

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
総務部 福本（TEL 073 - 426 - 7111）

【別紙】

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 (案)
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (記載省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～12条 (記載省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6～12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第20条 (記載省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第20条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当銀行の取締役は20名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (記載省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当銀行の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は20名以内とする。</p> <p><u>2 当銀行の監査等委員である取締役は6名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 (案)
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議をもって取締役中から取締役会長1名、取締役頭取1名、<u>取締役副頭取1名、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。</u></p> <p>3～4 (記載省略)</p> <p>5 取締役会長が選定されていないとき、または事故があるときは、取締役頭取がこれに代わり、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその職務を代行する。</p>	<p>る。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議をもって取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役頭取1名、<u>その他役付取締役</u>を若干名選定することができる。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>5 取締役会長が選定されていないとき、または事故があるときは、取締役頭取がこれに代わり、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> がその職務を</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 (案)
<p>第26条 (記載省略) (取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より7日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条 (記載省略) (新 設)</p> <p>第29条 (記載省略) (社外取締役の責任限定)</p> <p>第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 当銀行の監査役は5名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行</p>	<p>代行する。</p> <p>第26条 (現行どおり) (取締役会の招集)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第30条 (現行どおり) (取締役の責任限定)</p> <p>第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 (案)
<p><u>使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとする。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(常勤の監査等委員)
<p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>(監査役の報酬)</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(監査等委員会の招集)
<p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より7日前に発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u></p>	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。</u></p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(監査等委員会規程)
<p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(社外監査役の責任限定)</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任</u></p>	

現 行 定 款	定 款 変 更 (案)
<p data-bbox="328 309 813 492"><u>務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="188 551 619 631">第6章 計 算 第<u>39</u>条～第<u>42</u>条（記載省略）</p> <p data-bbox="459 698 593 734">（新 設）</p>	<p data-bbox="842 551 1279 631">第6章 計 算 第<u>35</u>条～第<u>38</u>条（現行どおり）</p> <p data-bbox="1098 698 1216 734">附 則</p> <p data-bbox="858 752 1455 788"><u>（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="842 801 1471 1137">第<u>1</u>条 第<u>207</u>期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第<u>423</u>条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第<u>38</u>条の定めるところによる。</p>